

平成24年3月19日

法曹の養成に関するフォーラム・ヒアリングレジュメ

## 「法曹の養成に関する制度のあり方」等について

日本司法書士会連合会

## 【目次】

## 1. 司法書士の活動領域について

- (1) 司法書士法に定める業務範囲 . . . . . (資料1) p. 1
- (2) 現在の司法書士制度の概要
  - ① 司法書士人口及びその推移 . . . . . (資料2) p. 3
  - ② 司法書士等の全国分布 . . . . . (資料3) p. 4
    - ・ 司法書士・弁護士の簡易裁判所・市区町村カバー率
    - ・ 司法書士・弁護士分布状況マップ
  - ③ 司法書士試験出願者数・合格者数・合格率 . . . . . (資料4) p. 6
  - ④ 司法書士特別研修修了者数・考査認定者数とその推移 . . . . . (資料5) p. 7
  - ⑤ 司法書士取扱事件数の推移 . . . . . (資料6) p. 8
  - ⑥ 簡易裁判所における新受事件数・本人訴訟率等の推移 . . . . . (資料7) p. 9
  - ⑦ 成年後見事件に対する司法書士の関与 . . . . . (資料8) p. 10
  - ⑧ 司法書士研修制度の概要 . . . . . (資料9) p. 11
  - ⑨ 司法書士特別研修 . . . . . (資料10) p. 17
  - ⑩ 研修事業及び特別研修の予算 . . . . . (資料11) p. 18

## 2. 司法書士から見た現在の法曹養成制度の評価について

以上

## 説明・意見要旨

### 1. 司法書士の活動領域について

#### (1) 司法書士法に定める業務範囲 . . . . . (資料1)

現行司法書士法において定められている司法書士の業務範囲

- ① 登記手続代理業務
- ② 供託手続代理業務
- ③ 法務局に提出又は提供する書類又は電磁的記録の作成業務
- ④ 登記又は供託に関する審査請求手続代理業務
- ⑤ 裁判所、検察庁に提出する書類又は電磁的記録の作成業務
- ⑥ 筆界特定手続に関する法務局に提出又は提供する書類又は電磁的記録の作成業務
- ⑦ 上記①から⑥までの事務に関する相談業務
- ⑧ 簡易裁判所における手続に関する以下の代理業務
  - ・ 訴額が140万円までの民事訴訟
  - ・ 請求の目的の価額が140万円までの和解手続、支払督促手続
  - ・ 本案の訴訟の目的の価額が140万円までの証拠保全手続、民事保全手続
  - ・ 調停を求める事項の価額が140万円までの民事調停手続
  - ・ 少額訴訟債権執行手続
- ⑨ 民事紛争であつて紛争の目的の価額が140万円までの相談、仲裁事件手続もしくは裁判外和解の代理業務
- ⑩ 通常得られることとなる利益の額が140万円以内の筆界特定手続に関する相談及び代理業務

- ・ 上記業務範囲のとおり、司法書士の活動領域は、登記業務及び簡裁訴訟代理関係業務等、国民が日常生活を送る上で発生する多様で身近な法的問題への対処業務を中心とするものであると言える。
- ・ 当連合会は、「登記を含めた身近な法律問題に対応する信頼の相談窓口として、さらに、それらの問題に関する紛争の予防と困り事の解決に対応できる『国民の身近なくらしの法律家』」として、司法書士制度を今後さらに充実発展させるべく努力しているところである。

## (2) 現在の司法書士制度の概要

- ①司法書士人口及びその推移 . . . . . (資料2)
  - ・司法書士人口は、平成23年4月1日現在20313名であり、最近では毎年約500名前後の増加傾向にある。
- ②司法書士等の全国分布 . . . . . (資料3)
  - ・司法書士の簡易裁判所カバー率は、98.9%であり、市区町村カバー率は77.3%である。
- ③司法書士試験出願者数・合格者数・合格率 . . . . . (資料4)
  - ・司法書士試験合格者数は、平成22年は879名であり、その合格率は2.80%である。なお、毎年の出願者数は3万人を超えている。
- ④司法書士特別研修修了者数・考査認定者数とその推移 . . . (資料5)
  - ・いわゆる「認定司法書士」としての資格を有する会員は、平成23年9月1日現在13771名であり、毎年約1000名ずつ増加し、全司法書士中の割合は、約67%となっている。
- ⑤司法書士取扱事件数の推移 . . . . . (資料6)
  - ・司法書士受託事件数は、不動産及び商業登記事件を中心としている傾向は変わらないが、平成20年以降は簡裁訴訟代理関係業務が商業登記業務と肩を並べるほどの中核業務となりつつある。
- ⑥簡易裁判所における新受事件数・本人訴訟率等の推移 . . . (資料7)
  - ・簡易裁判所における新受事件数は、平成18年以降飛躍的に増加し、62万件を超える状況が続いている。
  - ・簡易裁判所における双方本人の訴訟率は、従来の90%程度から、司法書士が簡易裁判所訴訟代理権を取得した以降減少を続け、平成22年には約56%程度となっており、簡易裁判所における訴訟形態に大きな変化が見られる。
- ⑦成年後見事件に対する司法書士の関与 . . . . . (資料8)
  - ・成年後見等開始事件における司法書士の第三者専門職後見人としての就任数は増加傾向を維持し、最も多くなっている。
- ⑧司法書士研修制度の概要 . . . . . (資料9)
  - ・司法書士界の組織を挙げて取り組んでいる司法書士研修制度は、新人研修においては自らの後輩は自らが育てようとのコンセプトの下、すでに25年近くの実績がある。
  - ・既存会員研修制度は、実務や倫理に関する研修を連合会、ブロック会、全国50の司法書士会それぞれが中核事業として取り組んでいる。その他の司法書士会支部や任意研究団体等の研修を含めれば、専門職としての研修機会提供数レベルはトップクラスであると自負している。

- ⑨司法書士特別研修 . . . . . (資料 10)  
 ・法務大臣からの指定を受けた当連合会が運営・実施しており、約1ヶ月にわたり、100時間の研修を行っている。
- ⑩研修事業及び特別研修の予算 . . . . . (資料 11)  
 ・研修事業は全て会員の会費及び受講生の負担金によりまかなわれており、当連合会における研修事業予算は年間約5億円であり、特別研修は年間約2億円である。

## 2. 司法書士から見た現在の法曹養成制度の評価について

- ・ いわゆる適性試験、法科大学院教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させ、質・量ともに豊かな法曹を養成するという新たな法曹養成制度に関しては、当連合会は、司法制度改革論議の中で賛意を表し、現在においてもその認識に変更はない。
- ・ 上記「質」と「量」につき、司法制度改革審議会の意見書においては、一定の意味内容が提示されたが、昨今、様々な事象の出現によって、その意味内容が不明確なものとなってきていると感じる。

特に、弁護士の「質」については、我が国に存在する他の「法律家群」の存在をも考慮しつつ、“特に複雑困難な事件に対応できる専門的で豊かな法的素養を有する法律家”とすることも一つの考え方である。

一方、市民に身近な法的問題の処理は、司法書士の機能を十分に発揮させることにより解決できる状況を作成するならば、その役割分担は客観的に明確なものとなり、「量」の問題も自ずとその目標値が明確になると考えられる。

- ・ 次に、「法曹の養成制度に関する制度の在り方」に関連し、特に「弁護士と司法書士の役割分担とその連携」について、具体的な提案も含め、若干の意見を申し述べる。

前述したとおり、司法書士は、国民の日常生活において発生する多様な法的問題を処理するという特性を有し、かつ、弁護士よりも格段に全国に均在している。この「弁護士よりも格段に全国に均在している」司法書士の状況は、弁護士人口が飛躍的に増加した今日であってもそれほど大きな変化はみられない。

司法書士の民事訴訟代理権は、簡易裁判所における一定範囲の事件に限定されており、簡易裁判所の判決後、依頼者が控訴を望み、かつ、控訴審において代理訴訟を望む場合は、司法書士が近在の弁護士を依頼者に紹介して、それまでの事件の経緯等を当該弁護士に説明し、当該事件をバトン

タッチすることが多い。さらに、簡易裁判所以外の裁判所において本人訴訟を望まない依頼者に対しても、地元弁護士を紹介することは日常茶飯である。

従来から、個々の司法書士において、近在する知り合いの弁護士に事件を紹介することが行われているが、「弁護士の紹介」を組織的に行うことも今後考えられるべきである。特に、弁護士過疎地域や大都会においては、連携先を捜すことが困難な場合もあり、国民の司法アクセスの適切な確保に上記連携の組織的対応は有効な手段であると考えられる。

司法書士が、全国に均在しているその特性を生かして各地の現場において市民に身近な事件の相談窓口となり、当該事件を司法のルールに載せるとともに、当該事件処理が市民にとって十分満足できるよう、弁護士と司法書士の連携は必要であるし、可能であると考ええる。

なお、司法書士が当該事件を司法のルールに載せるためには、その端緒となる相談活動の充実がまず必要となり、身近な事件に的確に対応できる相談業務の充実のための司法書士制度の進展も是非とも検討していただきたい。法の光を社会の隅々にまで当てるために、そして国民にとって身近な法律家としての役割をさらに果たすために、司法書士の機能を充実させつつ、弁護士と司法書士の役割分担とその連携を論点とした上で、弁護士の「質と量」をご検討いただきたいと考える。

以上

## 司法書士法〈抜粋〉

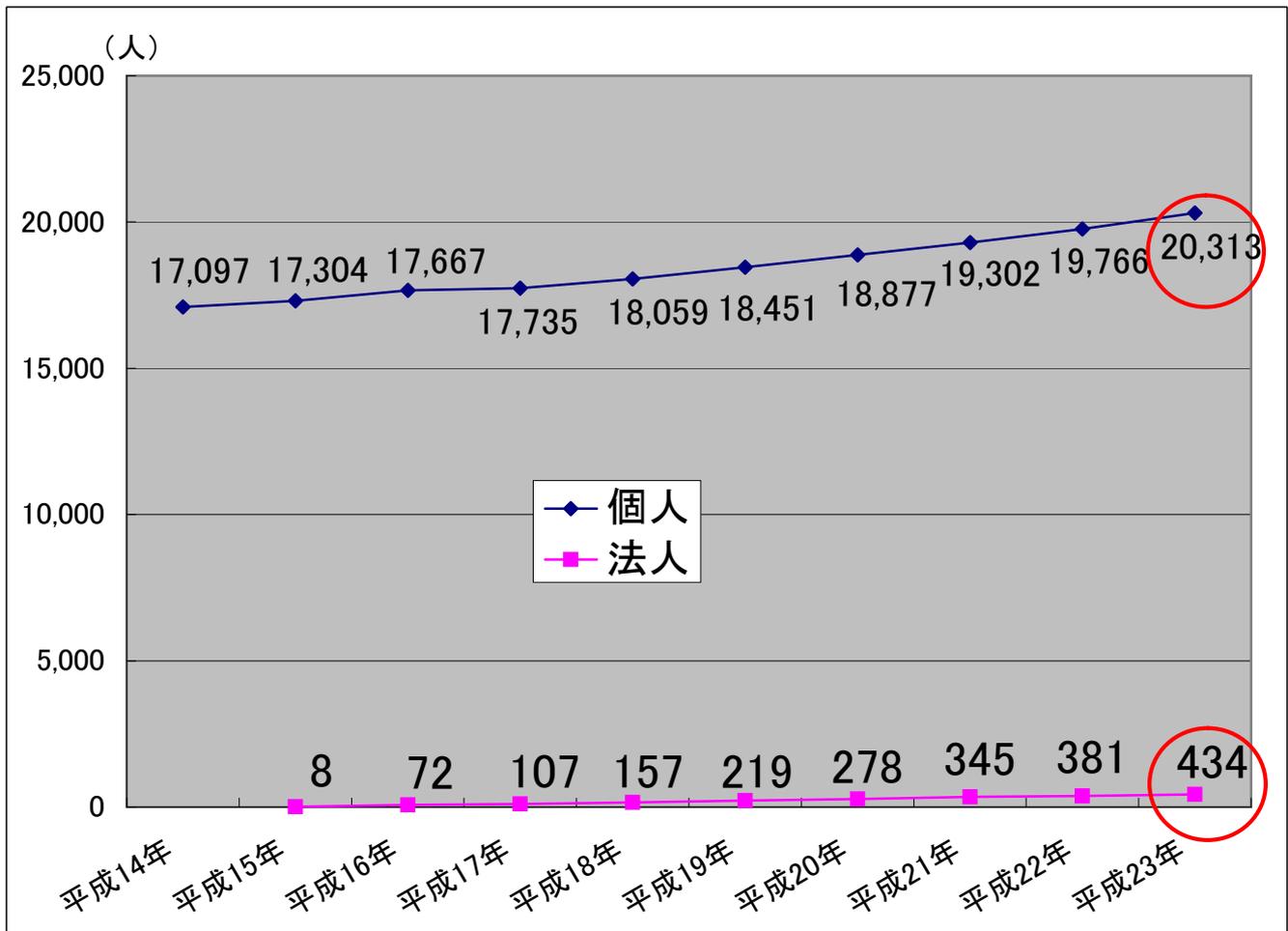
(業務)

**第三条** 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。
- 三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- 四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。
- 五 前各号の事務について相談に応ずること。
- 六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。
- イ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴え

- の提起前における証拠保全手続を除く。)であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求め事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- 七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。
- 八 筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第二百二十三条第3号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

## 司法書士会員数の推移(過去10年間)



年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
個人	17,097	17,304	17,667	17,735	18,059	18,451	18,877	19,302	19,766	20,313
法人		8	72	107	157	219	278	345	381	434

# 司法書士・弁護士 カバール率

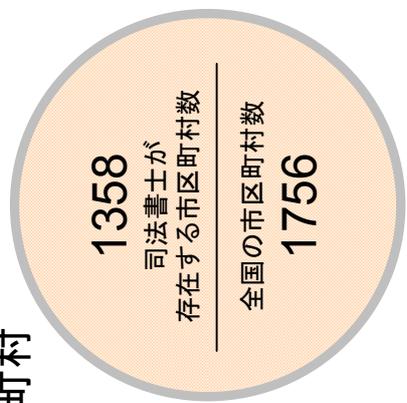
注:「弁護士が存在する簡裁数」は  
H21.4.1時点の数値  
(日弁連提供「簡易裁判所管内弁護士  
数(2009年4月1日)」より)

## 簡易裁判所



カバール率 **約98.9%**

## 市区町村



カバール率 **約77.3%**



カバール率 **約97.3%**



カバール率 **約64.2%**



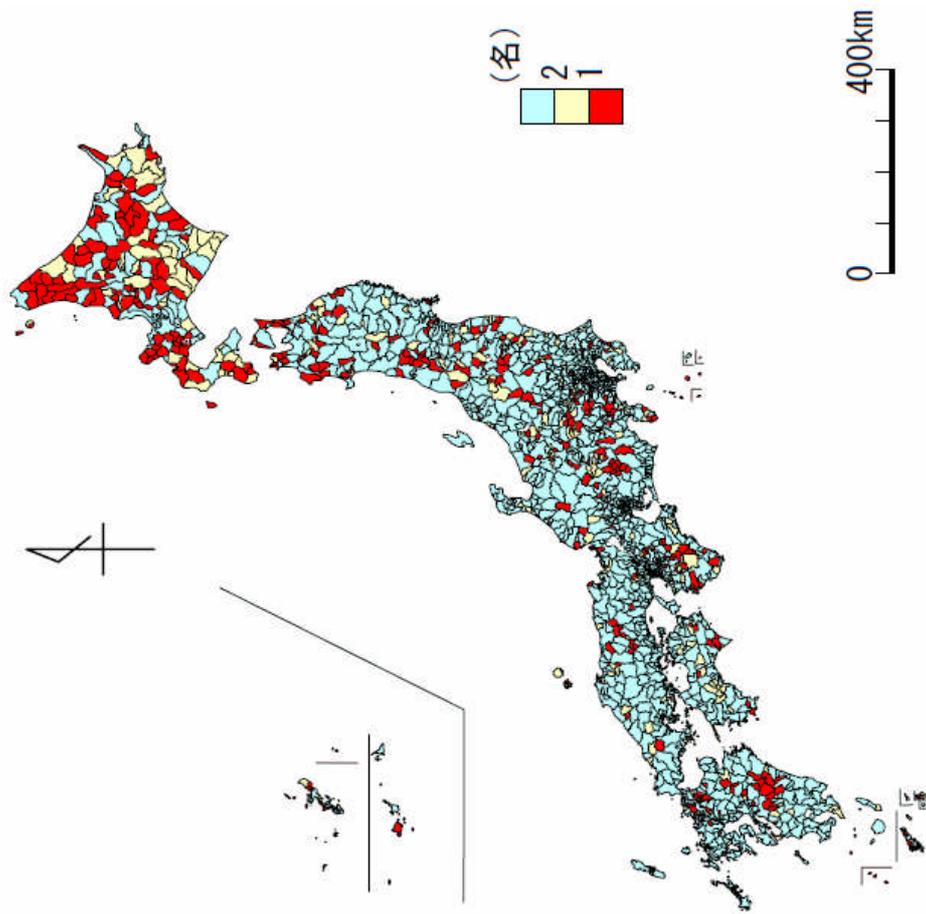
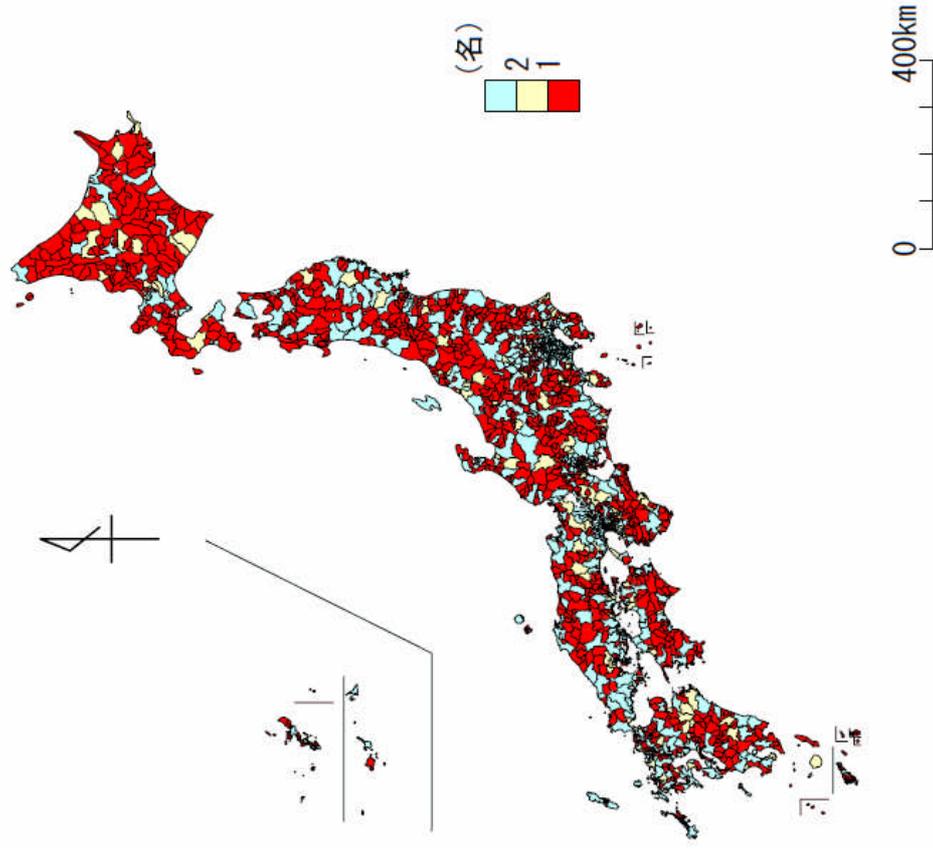
カバール率 **約78.5%**



カバール率 **約33.4%**

平成23年5月15日現在 日本司法書士会連合会調べ

【資料3の2】



## 司法書士試験出願者数および合格者数

	A出願者数	B合格者数	合格率B/A		
1980(昭和54)年	16,000強	375			
80( 55)年	19,783	372	1.90%		
81( 56)年	19,309	371	1.90%		
82( 57)年	18,793	382	2.00%		
83( 58)年	17,789	383	2.20%		
84( 59)年	18,105	370	2.00%		
85( 60)年	17,906	374	2.10%		
86( 61)年	17,932	388	2.20%		
87( 62)年	18,123	404	2.20%		
88( 63)年	18,014	404	2.20%		
89(平成 元)年	18,234	406	2.20%		
90( 2)年	18,533	408	2.20%		
91( 3)年	18,599	408	2.20%		
92( 4)年	18,339	403	2.20%		
93( 5)年	18,044	405	2.20%		
94( 6)年	18,226	440	2.40%	合格者:男	合格者:女
95( 7)年	17,682	479	2.70%	356 ( 74.30% )	123 ( 25.70% )
96( 8)年	19,090	504	2.60%	381 ( 75.60% )	123 ( 24.40% )
97( 9)年	21,158	539	2.50%	410 ( 76.10% )	129 ( 23.90% )
98( 10)年	21,475	567	2.60%	467 ( 82.40% )	100 ( 17.60% )
99( 11)年	21,839	577	2.60%	418 ( 72.40% )	159 ( 27.60% )
2000( 12)年	22,715	605	2.70%	472 ( 78.00% )	133 ( 22.00% )
01( 13)年	23,190	623	2.70%	479 ( 77.00% )	144 ( 23.00% )
02( 14)年	25,416	701	2.80%	481 ( 69.00% )	220 ( 31.00% )
03( 15)年	28,454	790	2.80%	591 ( 75.00% )	199 ( 25.00% )
04( 16)年	29,958	865	2.90%	663 ( 77.00% )	202 ( 23.00% )
05( 17)年	31,061	883	2.80%	636 ( 72.00% )	247 ( 28.00% )
06( 18)年	31,878	914	2.90%	647 ( 70.80% )	267 ( 29.20% )
07( 19)年	32,469	919	2.90%	654 ( 71.20% )	265 ( 28.80% )
08( 20)年	33,007	931	2.80%	691 ( 74.20% )	240 ( 25.80% )
09( 21)年	32,558	921	2.80%	714 ( 77.50% )	207 ( 22.50% )
10( 22)年	33,166	947	2.90%	702 ( 74.10% )	245 ( 25.90% )
11( 23)年	31,228	879	2.80%	671 ( 76.30% )	208 ( 23.70% )

## 司法書士特別研修 修了認定者数（受講地別）

受講地	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回							
札幌	64	114	69	47	48	28	29	29	36	31							
函館	19	1	0														
旭川	50	1	1														
釧路	43	3	0														
宮城	62	84	13														
福島	58	61	8			25	24	24	27	22							
山形	57	22	6														
岩手	58	18	1														
秋田	59	19	2														
青森	63	2	1														
東京	283	401	477	406	498	506	462	463	495	483							
神奈川	125	145	165														
埼玉	121	142	171														
千葉	118	141	147														
茨城	57	71	12														
栃木	58	36	48														
群馬	63	95	27														
静岡	59	87	81														
山梨	57	3	38														
長野	108	93	13														
新潟	65	83	7														
愛知	127	204	171								117	129	115	91	88	88	79
三重	60	91	11														
岐阜	58	86	39														
福井	55	6	4														
石川	56	47	7														
富山	57	8	3														
大阪	290	405	457	311	283	251	278	263	225	236							
京都	60	148	114														
兵庫	125	230	144														
奈良	54	25	12														
滋賀	60	23	8														
和歌山	56	33	0														
広島	121	118	28								60	59	62	66	69	53	50
山口	58	50	3														
岡山	59	91	19														
鳥取	49	4	1														
島根	53	0	3														
香川	58	30	3	近畿と合同													
徳島	52	11	1														
高知	48	13	4														
愛媛	57	61	7														
福岡	126	199	142		83	63	85	90	98	81							94
佐賀	52	4	0														
長崎	59	24	3														
大分	58	40	5														
熊本	58	88	64														
鹿児島	60	82	18														
宮崎	58	23	7														
沖縄	63	53	3														
計	3,794	3,819	2,568	1,024	1,080	1,072	1,040	1,034	1,005	995							
合計	17,431																

## ● 考査認定者数

簡裁訴訟代理 能力認定考査	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
認定者	2,989	3,413	2,342	966	969	1,148	935	895	1,053	917
認定日	H15.7.28	H16.3.1	H16.9.1	H17.9.1	H18.9.1	H19.9.3	H20.9.1	H21.9.1	H22.9.1	H23.9.1
認定率	78.9%	77.5%	68.1%	58.9%	61.9%	71.4%	64.7%	59.9%	68.8%	65.9%
受験者	3,788	4,403	3,439	1,640	1,565	1,609	1,445	1,493	1,531	1,391

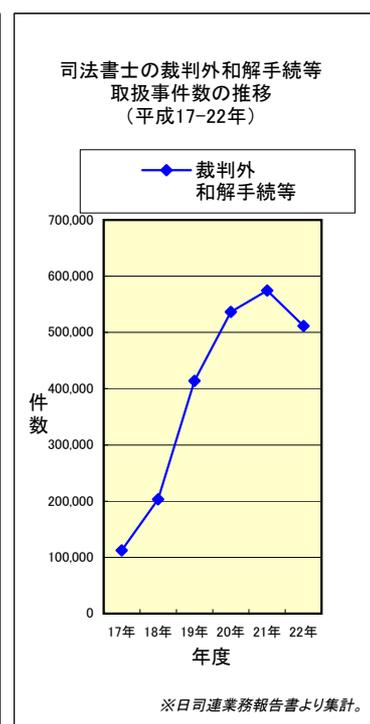
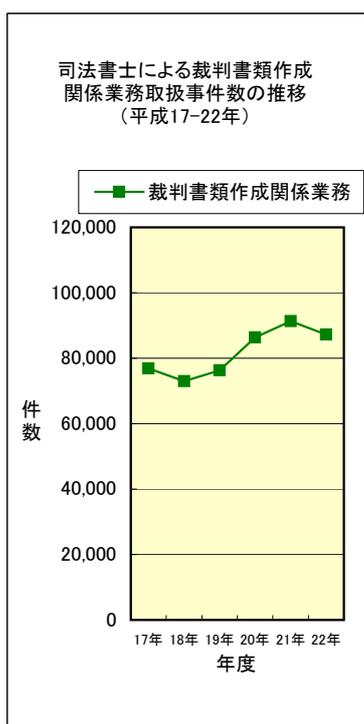
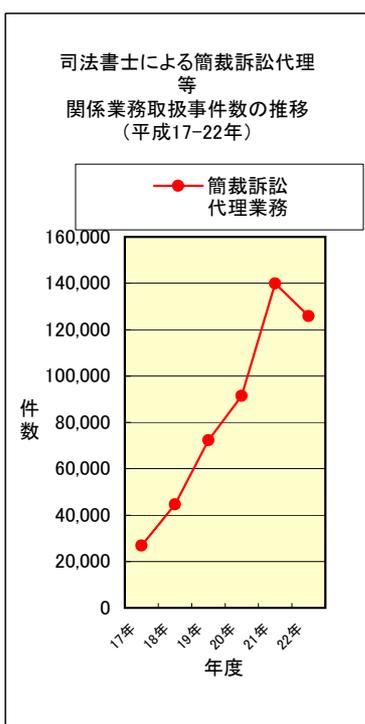
代理権有会員数  
13,771/20,597 (66.8%)  
(2011/9/1現在)

## 平成17年～平成22年分取扱事件数推移表

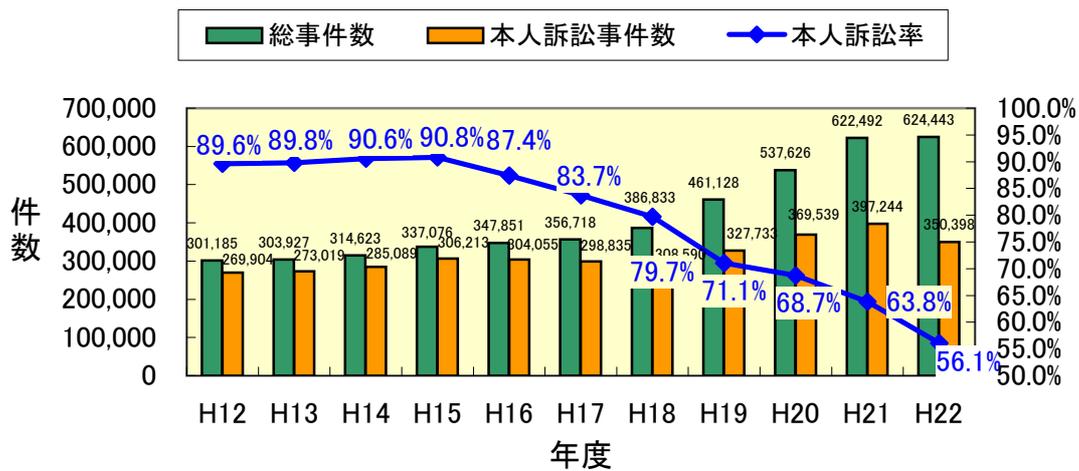
年 (総合計)	提出会員数	登 記					
		不動産の登記		財団の登記		抵当証券の交付	
			代理申請		代理申請		代理申請
17年	18,006	7,715,446	79,888	4,537	123	2,279	14
18年	18,495	7,642,161	64,516	5,065	53	1,652	18
19年	18,796	7,192,421	59,078	6,835	58	1,583	9
20年	19,381	6,960,175	27,835	3,599	24	1,468	34
21年	19,754	6,646,893	25,830	3,547	22	2,211	0
22年	20,228	6,507,573	23,484	3,440	6	1,349	55

年 (総合計)	提出会員数	登 記				供 託	審査請求
		商業又は法人の登記		その他の登記			
			代理申請		代理申請		
17年	18,006	1,076,930	11,747	7,917	94	8,597	39
18年	18,495	1,207,017	7,622	7,251	54	8,458	43
19年	18,796	1,077,068	6,258	5,968	131	6,947	64
20年	19,381	915,538	5,298	9,959	189	11,183	89
21年	19,754	836,140	4,902	9,575	30	6,943	53
22年	20,228	782,237	3,586	9,031	50	6,676	34

年 (総合計)	提出会員数	裁判書類 作成関係 業務	簡裁訴訟 代理業務	裁判外 和解手続 等	国籍に関 する 書類の作 成	公共嘱託登記		その他の業務
							代理申請	
						17年	18,006	
18年	18,495	72,977	44,609	203,204	362	86,181	572	37,282
19年	18,796	76,312	72,322	413,945	390	77,307	883	32,590
20年	19,381	86,325	91,437	536,622	370	66,289	576	41,984
21年	19,754	91,329	139,903	574,561	353	56,422	404	34,827
22年	20,228	87,205	125,904	511,421	312	45,466	279	44,490

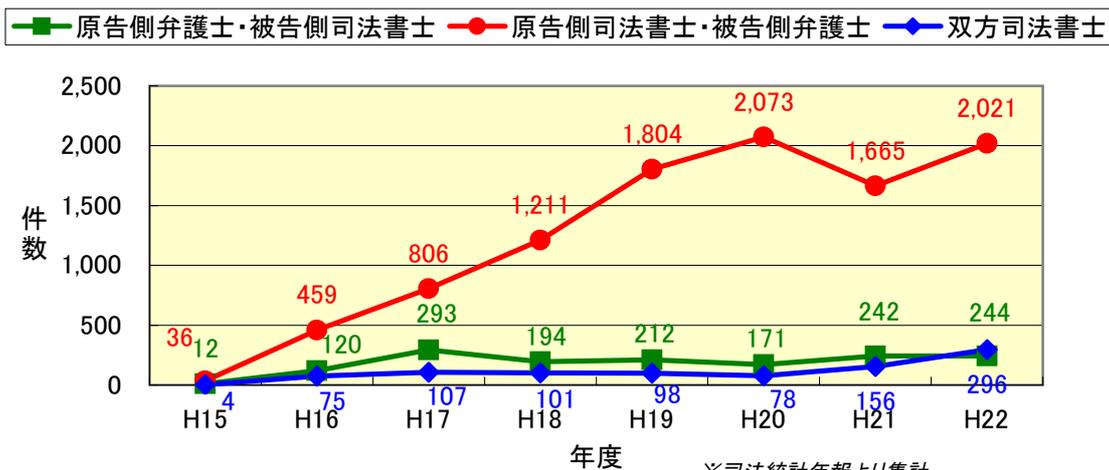


### 簡易裁判所における通常訴訟総事件数 本人訴訟事件数・本人訴訟率（平成12-22年）



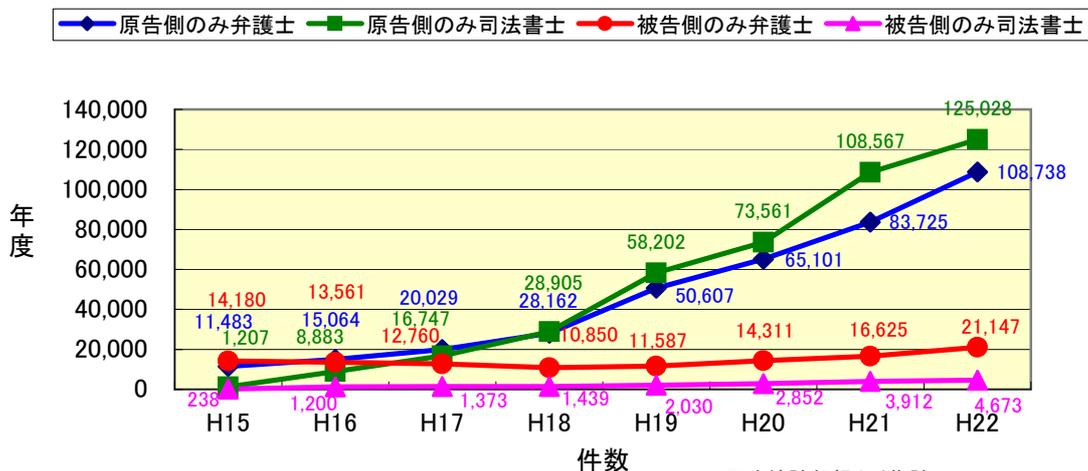
※司法統計年報より集計  
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

### 簡易裁判所通常民事訴訟における 双方代理事件数の推移（平成15-22年）



※司法統計年報より集計  
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

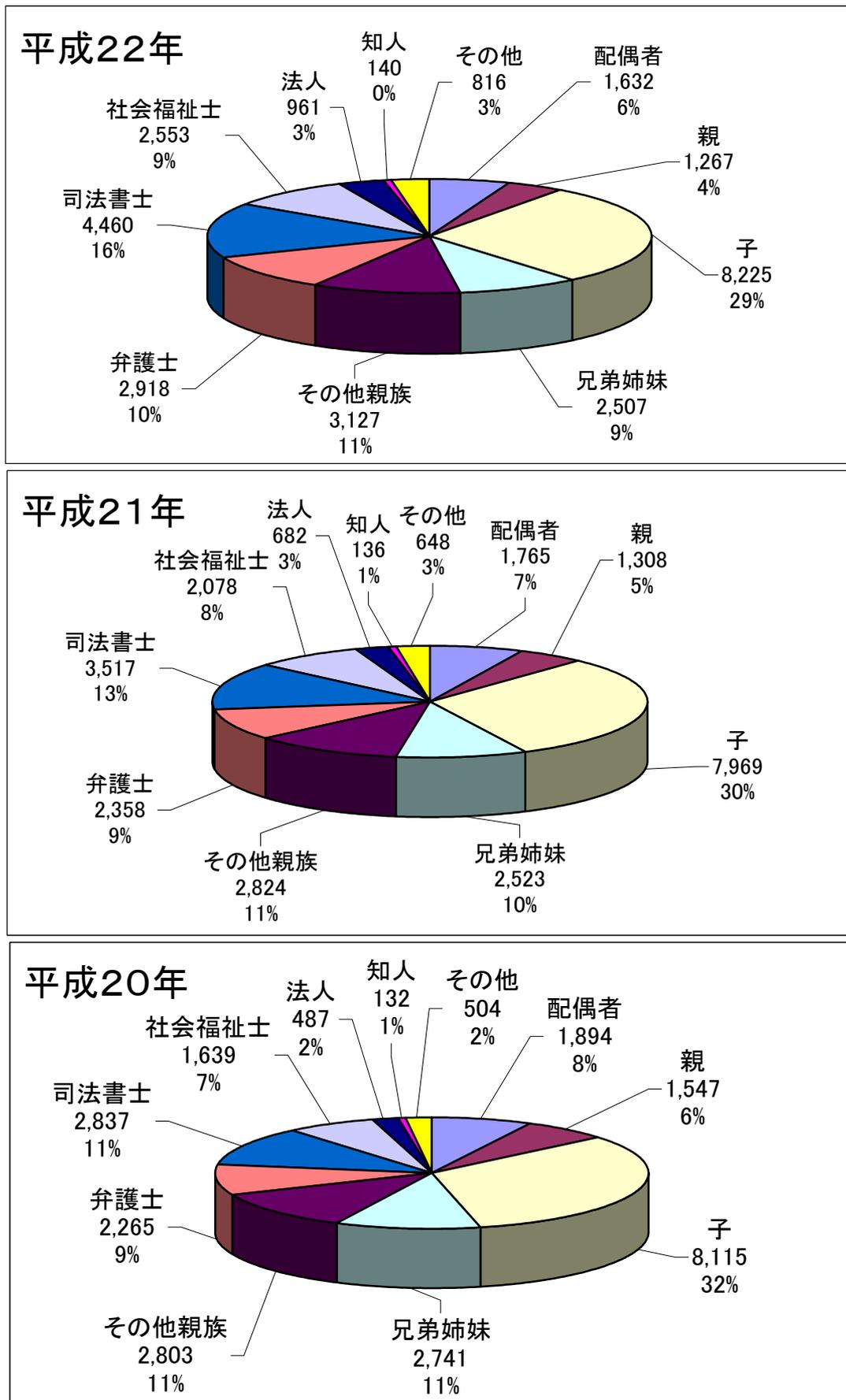
### 簡易裁判所通常民事訴訟事件における 一方代理事件数の推移（平成15-22年）



※司法統計年報より集計  
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

## 成年後見人等と本人との関係

最高裁公表資料『成年後見関係事件の概況』引用



(注) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、認容で終局したものを対象。

平成24年1月31日

## 司法書士研修制度の概要

日本司法書士会連合会

### 1. 司法書士研修制度の概要

司法書士研修制度は、昭和53年司法書士法改正を契機として界内に高まった組織研修の必要性への認識を背景に、平成8年度定時総会において決定した「司法書士研修制度基本要綱」のもと、会員研修と新人研修（ブロック会における研修、各司法書士会における研修、新入会員中央研修）を体系化したものである。

現在、同制度は、司法書士法25条、連合会会則68条・69条、日司連会員研修規則、日司連会員研修実施要領、日司連新人研修規則、日司連新人研修実施要領等に基づき実施している。

司法書士研修は、すでに司法書士会に入会した会員の資質の向上を目的とする『会員研修』と、司法書士試験合格者を中心とした司法書士有資格者に対する『新人研修』、司法書士法第3条第1項第6号乃至第8号の業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）の資格取得のための『特別研修』（法務大臣指定研修）の3本柱から成り立っており、すべて日本司法書士会連合会が司法書士会会員の会費により自主的に実施している。

### 2. 研修の内容

司法書士研修は(1)会員研修(2)新人研修(3)特別研修の3種類に大別される。【別紙①】

#### (1) 会員研修

会員研修は、全国の司法書士会会員を対象に継続して研修受講の義務を課すものであり、1年間に最低12単位（12時間）を履修しなければならない「単位制研修」と、倫理研修を主たる内容とする「年次制研修」とを軸に実施している。

年次制研修は倫理を中心に、全会員が5年に1回は受講しなければならない義務研修であり、登録・入会后満3年、以後満5年ごとに該当する会員が受講対象となる。連合会・ブロック会又は司法書士会が集合形式により実施するほか、数名から15名程度のグループに分かれ、テーマにそったグループディスカッションを行う。なお、受講対象でありながら何の報告もなく、また正当な事由なく受講しなかった場合には、段階的に、所属会の会長からの連絡、指示ないしは会長指導、注意勧告などの手続に付される。

平成22年度からは6年目に入り全会員が一度は受講対象となったことを契機に、同研修を受講したくてもこれまで健康上の理由又は同居の親族等の療養看護のため参加できなかった会員のために代替研修制度を設けた。平成22年度における年

次制研修の受講者は3,620名（対象者4,613名）であり、うち代替研修による修了者は27名であった。年次制研修全体の受講率は81.0%である。

一方、単位制による会員研修の研修方式は、集合形式による「研修」、集合形式によらなくても実施できる「視聴通信研修」「課題通信研修」の3類型に定義され、多様化する会員からの要望への対応を図っている。平成23年度における日本司法書士会連合会主催の会員研修会の概要は【別紙②】のとおりである。

また、単位制研修における研修単位管理及び研修会情報の検索の便に供するため、平成15年より日司連研修情報システムを導入し、平成23年4月より全面的に更改した。全国の司法書士会、ブロック会、会員が利用し、現在に至っている。

なお、平成19年度からは、全国の会員がより多くの研修情報を得、すべての地域レベルで資質の向上・維持を図るため研修環境を整備し、「研修ライブラリ」と称するビデオオンデマンドの配信を開始した。研修ライブラリにはこれまで実施した研修会のDVDと資料を中心に、常時約150本以上の講義が配信され、会員に無料で提供されている。これに加え、平成23年度よりeラーニングシステムを導入し、会員研修や新人研修に利用するべく検討を進めている。平成24年度からの公開を目指しており、eラーニング研修が実施されれば、会員は「いつでも」「どこでも」「何度でも」質の高い研修を受けることができることになる。

## （2）新人研修

中央新人研修（集合研修：1週間）、地域ブロック新人研修（集合研修：1週間）、司法書士会研修（事務所配属研修：6週間以上）の合計2か月間の研修である。

新人研修は平成元年度より新入会員を対象とした組織的研修として開始したが、平成8年度からは未登録者を含む新人中央研修として実施されている。なお、平成22年度試験合格者の平成22年度中央新人研修受講率は90.4%（880名／948名）である。

各新人研修の意義については、以下のとおりである。

- ① 中央新人研修は、職責と社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論と実務を身につけることを目的として実施しており、学者、弁護士、司法書士等が講師を務めている。
- ② 地域ブロック新人研修は全国を8ブロックに分け、司法書士の実務を具体的に提示し、職責に堪えられるよう資質の向上を図ることを目的として、司法書士講師を中心に実施している。
- ③ 司法書士会研修は、いわゆる「配属研修」であり、司法書士事務所において日常の執務を経験することにより、司法書士の適正な執務姿勢と処理能力を習得することを目的として実施している。

## （3）特別研修

法務大臣が指定した研修の実施機関として日本司法書士会連合会が行う研修である。基本講義、グループ研修、ゼミナール、裁判所での法廷傍聴や講義による実

務研修・模擬裁判等 100 時間（1 ヶ月余）※をかけて実施される。簡裁訴訟代理等関係業務を行うための資格を取得する法務大臣の認定審査を受けるためには必須の研修である。平成 22 年度までに 10 回開催しており、修了者数の合計は 17,431 名、代理権を有する会員数の割合は 66.8%（13,764 名／20,597 名 平成 23 年 9 月 1 日現在）となった。

※参考／特別研修講義時間の内訳〔第 11 回特別研修〕

基本講義(集合)	12 時間
グループ研修	37 時間
ゼミナール	18 時間
実務研修〔法廷傍聴〕	16 時間
模擬裁判	13 時間
<u>総合講義(集合)</u>	<u>4 時間</u>

合計 100 時間

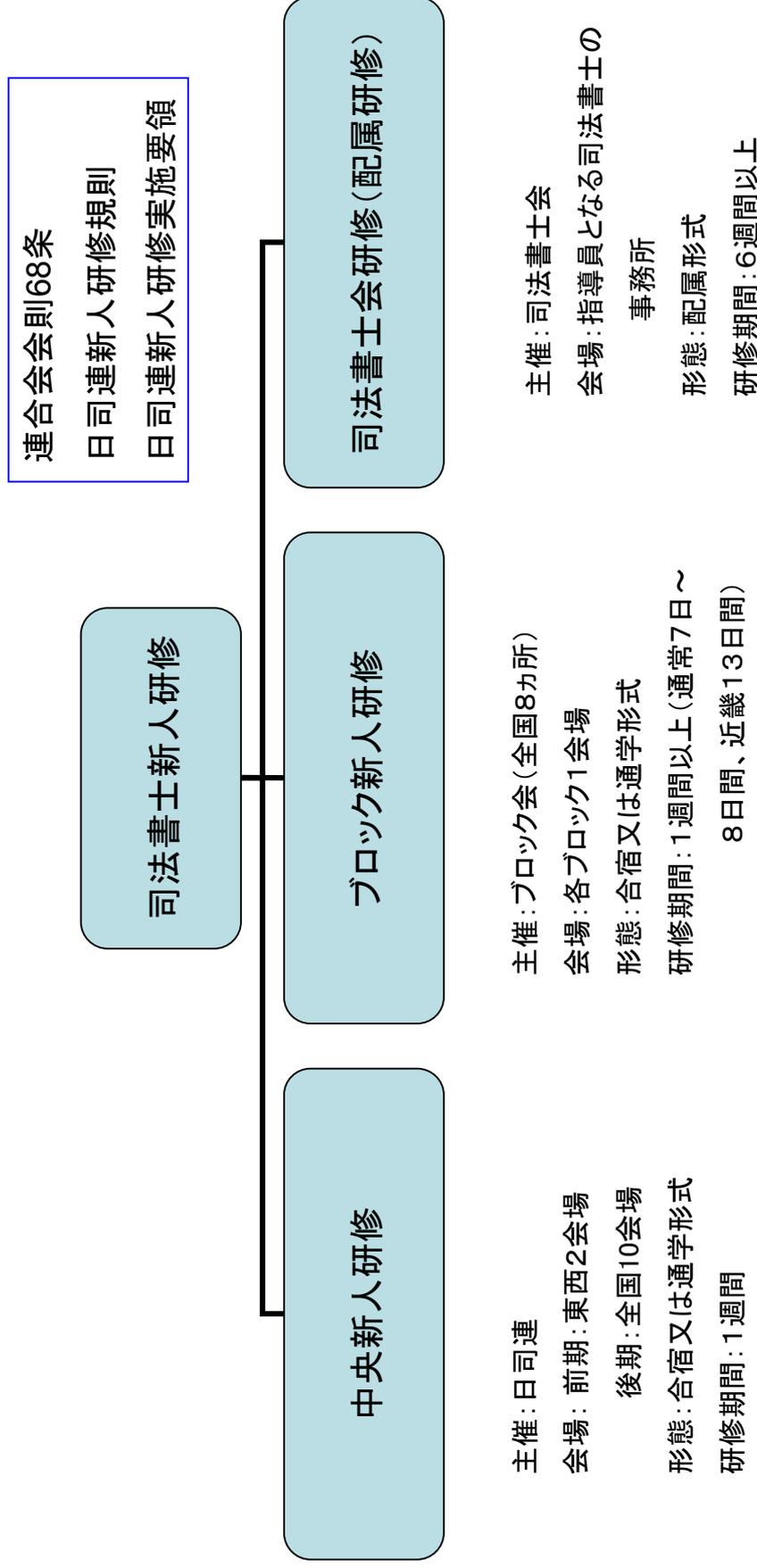
### 3. 研修制度に関連する予算と運営

日本司法書士会連合会が実施する研修事業費特別会計決算額の合計は約 5 億 3 千万円であり（平成 23 年度）、すべて全国の司法書士から徴収する会費と受講料で賄われている（ただし、特別研修にかかる予算を除く）。また、日本司法書士会連合会内に司法書士により組織された「司法書士中央研修所」（所員 40 名、創設／昭和 55 年 10 月）を設置して、各研修を企画・運営するほか研修制度についての研究を行っている。

### 4. 地域における研修

各ブロック会・全国の司法書士会においても、それぞれの組織が運営主体となり、司法書士会員から徴収する会費をもとに独自に研修事業を実施している。

# 司法書士研修制度(概要)



## 司法書士会員研修

連合会会則68条  
日司連会員研修規則  
日司連会員研修実施要領

### • 年次制研修

(5年に1度参加義務あり)

#### 倫理研修

(会員研修規則第3条(3))

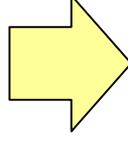
連合会・ブロック会又は司法書士会が、集合形式により実施。  
グループディスカッションを織り交ぜる。

※2010年度より身体的な理由等により参加できない会員のため  
に代替研修制度を導入

### • 単位制研修

(年間12単位以上の取得義務あり  
—罰則なし)

- 司法書士業務に関する研修
- 執務改善に関する研修
- 司法書士制度に関する研修



集合形式による研修  
視聴通信研修  
課題通信研修

## 【資料9の2】

## 平成23年度 連合会研修事業の予定について

研 修 会	テーマ	日 程	場 所	定員
年次制研修 (集合研修)	司法書士倫理	平成23年7月23日(土)	日司連ホール	80名
業務研修会 「訴訟法分野①—民事裁判 編」	要件事実と事実認定	平成23年9月17(土)～19日(月)	コスモスクエア国際交流 センター(大阪市)	80名
業務研修会 「登記法分野」	相続登記再考	平成23年10月15日(土)～16日(日)	TKP名古屋駅前 カンファレンスセンター	120名
業務研修会 「民法法分野」	担保物権再考	平成23年11月12日(土)～13日(日)	第一セントラルビル (岡山市)	120名
業務研修会 「訴訟法分野②—民事弁護 編」	主張と立証	平成24年1月7日(土)～9日(月)	コスモスクエア国際交流 センター(大阪市)	80名
第26回中央研修会	司法書士法改正大綱	平成23年12月3日(土)	日司連ホール	100名
ライブラリ研修 (研修情報システム掲載用)	①企業法務分野 ②民法法分野	①平成23年7月11日(月)※収録のみ ②平成24年1月20日(金)※収録のみ	日司連ホール	
臨時研修会	震災対応研修等	未定		
中央新人研修前期日程 (東会場)			つくば国際会議場	500名
中央新人研修前期日程 (西会場)		平成23年12月19日(月)～21日(水)	神戸国際展示場	500名
中央新人研修後期日程(各 日)		平成24年1月23日(月)～26日(木)	各ブロック会場	—
第1回司法書士講師養成講座	特別研修チューター養成のための 連続講座	【第4講】東:平成23年8月27日(土)～28日(日)	東:日司連ホール (第4講のみ主婦会館) 西:大阪・梅田スカイビル	80名
		【第4講】西:平成23年8月20日(土)～21日(日)		
		【第5講】平成23年9月17日(土)～18日(日)		
		【第6講】平成23年10月8日(土)～10月9日(日)		
第2回司法書士講師養成講座		【第1講】平成23年11月5日(土)～11月6日(日)	東:日司連ホール 西:大阪・梅田スカイビル	80名
		【第2講】平成23年11月19日(土)～11月20日(日)		
	【第3講】平成23年12月17日(土)～12月18日(日)			

## 第10回司法書士特別研修

	位置付け及び研修内容	研修方式	実施日程・時間	研修会場	講師
基本講義	訴訟代理人としての自覚を醸成する課目、その後の研修の前提として必須な課目を習得することを目的とする。具体的には、憲法、訴訟代理人としての倫理・専門家責任、簡易裁判所における民事事件に特有な事項、事実認定、立証等に関する講義を行う。	ビデオ視聴	1 2 時間	各会場	大学教授・弁護士・裁判官または裁判所書記官研修所教官
グループ研修	与えられた事例課題及び提出起案の作成について、ゼミナール、模擬裁判及び総合講義の効果的受講のために必要な予習を行うことを目的とする。具体的には、訴状、答弁書、準備書面及び証拠申出書等の作成や事例に関する討議等を行う。	10名から15名程度までのグループを構成し、チューターを中心とした自主的な研修	グループ研修Ⅰ (21時間) グループ研修Ⅱ (16時間)	各会場	
ゼミナール	簡易裁判所における訴訟代理人として活動するために必要な実践的知識及び能力を習得することを目的とする。具体的には、要件事実に関する講義を踏まえて、不動産訴訟及び金銭訴訟に関する事例研修等を行う。	30名程度でのゼミナール方式	1 8 時間 (6時間×3日)	各会場	弁護士
実務研修	簡易裁判所に係属している現実の事件に関する研修を通して、これまでの研修日程において得た知識または能力を、さらに実践的なものとするを目的とする。具体的には、法廷傍聴、簡易裁判所における基本事務や簡易裁判所特有の法廷活動等に関する講義等を行う。	法廷傍聴・講師による説明及び質疑応答	1 6 時間	地方裁判所本庁所在地の簡易裁判所／講義については簡易裁判所近隣会場の場合あり	裁判官または裁判所書記官
模擬裁判	実際に訴訟代理人や裁判官等の役割を体験することで、訴訟代理人としての実践的知識と能力を習得することを目的とする。具体的には、金銭訴訟及び不動産訴訟に関する模擬裁判等を行う。	受講者を配役した模擬裁判	1 3 時間 (7時間, 6時間)	各会場	弁護士
総合講義	実務を遂行する上で役立つ重要事項の習得を目的とする。具体的には、訴訟代理人としての倫理、訴訟代理人として事件受任から終結に至るまでの全般にわたって必要な意識や自覚等に関する講義を行う。	講師からの質問に受講者が応答する方式	最終日に4時間	各会場	弁護士

## 平成23年度 研修事業特別会計収支予算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

## 収入の部

△は減を示す(単位 千円)

科 目	予算額	%	前年度予算額	増 減	備 考
会 費 収 入	161,850	30.36	193,920	△ 32,070	800円×20,750名×3月 600円×20,750名×9月
負担金収入	86,121	16.15	92,379	△ 6,258	中央・ブロック新人研修、会員研修負担金他
特定預金取崩収入	80,000	15.01	80,000	0	[財務調整積立預金]
研修基金取崩	100,000	18.76	0	100,000	
雑 収 入	500	0.09	500	0	受取利息・出展料他
当 期 収 入	428,471	80.37	366,799	61,672	
前 期 繰 越	104,671	19.63	115,731	△ 11,060	
収 入 合 計	533,142	100.00	482,530	50,612	

## 支出の部

△は減を示す(単位 千円)

科 目	予算額	%	前年度予算額	増 減	備 考
I 研修事業費	301,150	56.49	348,500	△ 47,350	
1. 新人研修費	188,000	35.26	190,200	△ 2,200	
(1)中央新人研修費	80,000	15.01	60,200	19,800	東西会場費他
(2)ブロック新人研修	70,000	13.13	77,000	△ 7,000	ブロック新人研修実施委託費
(3)司法書士会新人研修費	25,000	4.69	37,000	△ 12,000	配属研修費
(4)新人研修受講者等傷害保険費	4,000	0.75	4,000	0	中央・ブロック・配属研修障害保険料
(5)ブロック新人研修実施対策費	9,000	1.69	12,000	△ 3,000	ブロック新人研修実行委員長会議, ブロック新人研修教材改訂費等
2. 会員研修費	113,150	21.22	158,300	△ 45,150	
(1)年次制研修会費	5,800	1.09	5,800	0	
(2)中央研修会費	7,500	1.41	7,500	0	
	0	0.00	9,200	△ 9,200	地域開催一般業務研修会費
	0	0.00	7,800	△ 7,800	専門分野修得プログラム研修費
(3)臨時研修会	21,000	3.94	52,000	△ 31,000	震災対応研修他
(4)司法書士講師養成講座	33,000	6.19	21,300	11,700	
(5)消費者問題対応実務セミナー費	7,000	1.31	13,900	△ 6,900	
(6)業務研修会	26,850	5.04	28,800	△ 1,950	①業務研修会(登記法分野) ②業務研修会(民事法分野) ③業務研修会(訴訟法分野-民事弁護編-) ④業務研修会(訴訟法分野-民事裁判編-) ⑤業務研修会(研修ライブラリ掲載研修)
(7)メディア活用費	12,000	2.25	12,000	0	研修ライブラリ維持管理費, DVD制作費等
II 研修所運営費	31,030	5.82	36,880	△ 5,850	
1. 会議費	24,650	4.62	30,200	△ 5,550	所員会議, 正副所長会議, 新人部会・会員部会・制度研究部会会議
2. 所員手当	5,880	1.10	5,880	0	
3. 研修所渉外費	500	0.09	800	△ 300	
III 研修助成費	20,750	3.89	20,200	550	
1. 研修助成費	20,750	3.89	20,200	550	ブロック助成金(1,000円×20,750(見込))

## 支出の部

△は減を示す(単位 千円)

科 目	予算額	%	前年度予算額	増 減	備 考
IV 研修推進費	59,700	11.20	59,600	100	
1. 研修常務費	2,000	0.38	2,500	△ 500	
2. 全国研修担当者協議会	7,000	1.31	6,000	1,000	1日日程 司法書士会・8ブロック会担当者
3. 会員研修対策費	42,300	7.93	48,400	△ 6,100	新研修情報システム維持管理費, 改善費, e-ラーニングシステム導入検討
4. 配属研修対策費	300	0.06	500	△ 200	司法書士会(配属)研修修了証発行費
5. 新人研修対策費	7,900	1.48	1,500	6,400	新人研修効果測定費(アンケート集計分析等)
6. 研修制度対策費	200	0.04	200	0	ホームページ更新費等
	0	0.00	500	△ 500	調査研究費
V 繰 出 金	100,000	18.76		0	一般会計へ(研修基金取崩分)
VI 諸 雑 費	3,000	0.56	4,000	△ 1,000	
1. 諸 雑 費	3,000	0.56	4,000	△ 1,000	通信費・振込手数料・消費税等
VII 予 備 費	17,512	3.28	13,350	4,162	
当期支出合計	533,142	100.00	482,530	50,612	

## 【資料11の2】

## 第10回特別研修収支予算(案)

司法書士法第3条第3項の指定を受けたときに成立する予算

(収入の部)					△は減を示す(単位 千円)
科 目	予算額	%	第9回(予算)	増 減	備 考
1. 繰入金	200,000	98.60	205,000	△ 5,000	特別研修事業特別会計より繰入れ
2. 聴講料	200	0.10	400	△ 200	20,000円×10人
3. 教材費	250	0.12	500	△ 250	5,000円×50人
4. 副教材費	2,340	1.15	2,340	0	2,000円×1,170冊
5. 雑収入	50	0.02	50	0	普通預金受取利息
当期収入合計	202,840	100.00	208,290	△ 5,450	
前期繰越収支差額	0	0.00	0	0	
収 入 合 計	202,840	100.00	208,290	△ 5,450	

(支出の部)					△は減を示す(単位 千円)
科 目	予算額	%	第9回	増 減	備 考
1. 講師謝礼	81,200	40.03	81,900	△ 700	地方講師・チューターの講師費用
2. 会場費	60,000	29.58	60,000	0	
3. 運営費	25,204	12.43	24,404	800	運営スタッフ費用(7地区)
4. 教材作成費	12,920	6.37	12,920	0	日弁連法務研究財団への委託費、教材印刷発送費
5. 講義VTR作成費	0	0.00	5,500	△ 5,500	
6. 資料検討会費	2,000	0.99	3,000	△ 1,000	講師用
7. 案内印刷・発行費	700	0.35	700	0	
8. 会議費	9,480	4.67	11,230	△ 1,750	特別研修部会開催費、打合せ会議費、教材委員会会議費、 チューター研修会開催費等
9. 副教材費	2,340	1.15	2,340	0	
10. 受講者傷害保険費	1,300	0.64	1,500	△ 200	
11. 諸雑費	1,000	0.49	1,000	0	振込手数料等
12. 修了証明書発行手数料	3,000	1.48	3,000	0	
13. 予備費	3,696	1.82	796	2,900	
当期支出合計	202,840	100.00	208,290	△ 5,450	